

(別添)

建築士事務所の監督処分情報

処分年月日	名称	所在地	開設者の氏名	建築士事務所の別	登録番号	監督処分の内容	監督処分の原因となった事実
平成30年8月20日	株式会社渡辺佐文建築設計事務所	秋田市山王沼田町6番8号	株式会社渡辺佐文建築設計事務所 代表取締役 池田匠	一級建築士事務所	第18-10A-0775号	建築士事務所の閉鎖14日間 (平成30年9月1日から 平成30年9月14日まで)	建築士事務所の管理建築士が、平成30年3月26日付けで国土交通大臣から、建築士法第10条第1項の規定に基づき、平成30年9月1日から14日間の業務の停止を命じられた。